

南大隅町フォトウエディング等奨励金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「フォトウエディングの聖地」として更なるブランド力向上を推進するため、感染症及び様々な理由により、結婚式や披露宴の実施を断念せざるを得ない夫婦等が「佐多岬」や「雄川の滝」を活用してフォトウエディング写真撮影を初めて実施した場合に、その経費の一部を支援する。奨励金の交付については、予算の範囲内において支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(奨励金支給対象者)

第2条 奨励金の支給を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 夫婦等結婚する予定である、又は結婚している2人。
- (2) カメラマンによる婚礼用衣装を着用したフォトウエディング写真を初めて撮影する者。ただし、自分撮りは対象外とする。
- (3) 令和2年4月16日に発令した緊急事態宣言以降に婚姻した夫婦等、又は予定しているが、感染症及び様々な理由で結婚式等が実施できておらず、令和5年3月1日までに結婚式等を実施する予定がなく、令和4年10月24日から令和5年3月1日までの間にフォトウエディングの実施ができる者。
- (4) 申請者は、撮影スポットとして「佐多岬」及び「雄川の滝」の両方をフォトウエディングの写真撮影箇所とすること。ただし、夫婦等の希望によっては、一方でも可能とする。
- (5) 当日のフォトウエディング写真撮影に係るスケジュール作成及び準備物等、夫婦等で責任を持って最後までやり遂げられる者。
- (6) 実施する際、メディア等からの取材や撮影は可能とする者。
- (7) 配偶者等を含め、過去に奨励金の支給を受けていない者。他との重複は認めない。
- (8) 配偶者等を含め、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

(奨励金支給対象経費)

第3条 支給対象経費は、次に定めるところによる。

- (1) 支給対象経費は撮影料、貸衣装代、ヘアメイク、衣装着付け、小物等その他写真撮影の実施に直接必要な経費及び、データ・写真購入代のうち事業所に直接支払った経費とする。
- (2) 支給対象経費に係る消費税については、支給対象経費とする。
- (3) 衣装購入費、親族等の貸衣装代等は、支給対象外とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、夫婦等1組につき10万円を限度とし、支給対象経費が10万円に満たないものは支給対象経費相当額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(受付期間)

第5条 申請書受付期間は、当該年度の10月24日～3月1日の間に実施されるもの。予算の範囲内で執行するため、申請順で受け付ける。また、時期や状況を鑑みて、町で協議を行い選定する場合もある。さらに、人数に達した場合は、受付期間を待たずに終了する場合がある。なお、エントリーシート提出後、決定者には南大隅町フォトウエディング等奨励金事業実施許可通知書(様式第2号)を通知する。

(奨励金支給申請書類)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者は、エントリーシート(様式第1号)を提出し、町長より許可通知書を受けた者は、フォトウエディング写真撮影開始できる。また、実施後、南大隅町フォトウエディング等奨励金申請書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真及び写真データ最低4枚。写真データは、南大隅町へ提供するものであり、南大隅町の発展のためにHPや宣伝等に写真データを今後使用する。
- (2) フォトウエディング写真撮影に要した経費の内訳が分かる領収書及び明細書等
- (3) 振込先口座確認書類(通帳の口座情報が確認できるもの)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の支給方法)

第7条 町長は、申請者から申請があった場合は、支給対象経費等の確認を行い、南大隅町フォトウエディング等奨励金交付確定通知書（様式第4号）により通知する。

2 町長は、前項の規定により支給の決定を行った申請者に対して、申請書により指定された口座に奨励金を支給する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。